

2019年10月1日

## 屋外広告業登録のお知らせ

株式会社殿村は下記の地方自治体において屋外広告業<sup>※</sup>登録を行い、静岡県全域において屋外広告業を行うこととしましたのでここにお知らせいたします。

静岡県（政令指定都市を除く）

静岡県知事登録屋外広告業第 1847 号

浜松市

浜松市特例屋外広告業届出第 3759 号

静岡市

静岡市特例屋外広告業届出第 847 号

### ※屋外広告業とは？

「良好な景観形成」と「安全の確保」を目的として、昭和 24 年に「屋外広告物法」が制定され、この中で「屋外広告業」は、

屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

と定義されています。

各都道府県では「屋外広告物法」に基づき条例を制定していますが、多くの場合、屋外広告物の掲出には許可が必要です。この規制の実効性を確保するため、平成 16 年の法改正で屋外広告業の登録制度が導入され、特殊な例を除き、設置工事施工者は屋外広告業登録業者であることが必要とされています。

また、高さ 4m をこえる広告物においては、

- ・設置前には建築基準法に規定する「工作物確認」の取得
- ・設置後には「堅ろうな広告物等の管理者」の配置

が必要となりますが、弊社は「一級建築士事務所」を併設していますので、そのいずれもお請けすることができ、計画・設置から維持・管理に至るまで、一貫してお客様のご要望にお応えすることができるものと自負いたしております。